

青森県後期高齢者医療広域連合公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西
秀
記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第四号

青森県後期高齢者医療広域連合公印規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表中「被保険者証、資格証明書」を「特定疾病療養受療証」に、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を「資格確認書」に改める。

附 則

この規則は、令和六年十二月二日から施行する。